

2021年4月1日 改正

1 基本サービス料金 認知症対応型共同生活介護 1ユニット【東京都23区】

サービス内容略称				介護保険適用時の自己負担額		
	単位	単位数	全額負担金	1割	2割	3割
1ユニット 要支援 2	1日につき	760単位	¥8,284	¥829	¥1,657	¥2,486
1ユニット 要介護 1		764単位	¥8,327	¥833	¥1,666	¥2,499
1ユニット 要介護 2		800単位	¥8,720	¥872	¥1,744	¥2,616
1ユニット 要介護 3		823単位	¥8,970	¥897	¥1,794	¥2,691
1ユニット 要介護 4		840単位	¥9,156	¥916	¥1,832	¥2,747
1ユニット 要介護 5		858単位	¥9,352	¥936	¥1,871	¥2,806

★…2021年4月より単位数変更・新設加算等

サービス内容略称				介護保険適用時の自己負担額		
	単位	単位数	全額負担金	1 割	2 割	3 割
サービス提供体制強化加算Ⅰ	1日につき	22単位	¥239	¥24	¥48	¥72
介護職員の総数（常勤換算）に占める介護福祉士の総数（常勤換算）の割合が70%以上。又は、介護職員の総数（常勤換算）に占める勤続年数10年以上の介護福祉士の総数（常勤換算）の割合が25%以上の場合						
サービス提供体制強化加算Ⅱ	1日につき	18単位	¥196	¥20	¥40	¥59
介護職員の総数（常勤換算）に占める介護福祉士の総数（常勤換算）の割合が50%以上の場合						
医療連携体制加算Ⅰ	1日につき	39単位	¥425	¥43	¥85	¥128
・グループホーム従業員または他医療機関、訪問看護ステーションに在籍する看護師と連携し、24時間連絡体制を確保していること ・入居者の状態が急変あるいは重度化した場合の対応指針を別途定め、その内容を入居者及び家族に説明し同意を得ていること						
口腔衛生管理体制加算	1月につき	30単位	¥327	¥33	¥66	¥99
・歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係わる技術的助言及び指導を月一回以上行っていること						
科学的介護推進体制加算	1月につき	40単位	¥436	¥44	¥88	¥131
・科学的介護推進体制加算は、原則として利用者全員を対象として、利用者ごとに掲げる要件を満たした場合に、当該事業所の利用者全員に対して算定できる ・情報の提出については、L I F Eを用いて行うこととする。 ・利用者様に提供するサービスの質を常に向上させていくため、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（P D C Aサイクル）により、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努める ・提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。						
初期加算	1日につき	30単位	¥327	¥33	¥66	¥99
・入所した日から起算して30日以内の期間であること ・医療機関に一ヶ月以上入院した後、退院して再入居した場合						
入院時費用	1日につき	246単位	¥2,681	¥269	¥537	¥805
※1月に6日を限度として所定単位数に代えて算定 ・病院または診療所に入院することになり、入院後明らかに3ヵ月以内に退院すると見込まれる場合は、ご利用者及びご家族の希望などを考慮し、必要に応じて適切な便宜を図ること、またやむを得ない事情がある場合を除いて、退院後は同じ事業所に入居することができる体制を整える						
看取り介護加算1 (死亡日以前31日以上～45日以下)	1日につき	72単位	¥784	¥79	¥157	¥236
看取り介護加算2 (死亡日以前4日以上～30日以下)		144単位	¥1,569	¥157	¥314	¥471
看取り介護加算3 (死亡日以前2日又は3日)		680単位	¥7,412	¥742	¥1,483	¥2,224
看取り介護加算4 (死亡日)		1,280単位	¥13,952	¥1,396	¥2,791	¥4,186
・看取り介護を受けた利用者が死亡した場合に、死亡日を含めて 45 日を上限として、認知症対応型共同生活介護事業所において行った看取り介護を評価するもの ・死亡前に自宅へ戻ったり、医療機関へ入院したりした後、自宅や入院先で死亡した場合でも算定可能であるが、その際には、当該認知症対応型共同生活介護事業所において看取り介護を直接行っていない退居した日の翌日から死亡日までの間は、算定することができない ・なお、看取り介護に係る計画の作成及び看取り介護の実施にあたっては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針が実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有等に努める						
若年性認知症利用者受入加算	1日につき	120単位	¥1,308	¥131	¥262	¥393
受け入れた若年性認知症利用者ごとに担当者を定め、そのものを中心に、当該利用者の特性やニーズに応じサービス提供を行った場合。						
介護職員処遇改善加算Ⅰ	1月につき	算定した単位数（基本サービス費に各種加算を加えた総単位数）の11.1%を加算				
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	1月につき	算定した単位数（基本サービス費に各種加算を加えた総単位数）の2.3%を加算				
口腔・栄養スクリーニング加算	1回につき	20単位	¥218	¥22	¥44	¥66
【6ヶ月に1回を限度】 ・口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングは、利用者に対して、原則として一体的に実施すべきものであること ・口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングを行うに当たっては、利用者に対して、それぞれ次に掲げる確認を行い、確認した情報を当該計画作成担当者に対し、提供すること イ、口腔スクリーニング a 硬いものを避け、柔らかいものばかりを中心に食べる者 b 入れ歯を使っている者 c むせやすい者 ロ、栄養スクリーニング 栄養スクリーニング加算について a B M I が 18.5 未満である者 b 1～6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施についてに規定する基本チェックリストのNo11 の項目が「1」に該当する者 c 血清アルブミン値が 3.5 g / dl 以下である者 d 食事摂取量が不良（75%以下）である者						

家賃	¥52,000／月　＜非課税＞
----	-----------------

- ① 減価償却費を含みます。
- ② 途中入退所の場合は、日割り（月30日とする）を該当月の入所日数で計算します。入所時は荷物搬入日から、退所時は荷物搬出日までとします。
- ③ 在籍中の外泊や入院等による不在の場合も、減額しません。

共益管理費	¥6,500／月　＜税込＞
-------	---------------

- ① 共益費に含まれるものは、概ね次の通りです。
 - ・共用設備の保守維持費（エレベーター保守・消防設備点検・リフト保守・建物設備点検など）
 - ・共用部分の消耗品費
 - ・経常的な補修費
 - ・委託費（ワックス清掃・エアコン清掃・日常のゴミ処理等）
 - ・自治会費
 - ・新聞購読費
 - ・地域での行事費
 - ・その他敷地及び共用部分等の通常の管理に要する費用
- ② 在籍中の外泊や入院等による不在の場合も、減額しません。
- ③ 途中入退所の場合も全額徴収します。

光熱水費（電気、ガス、水道料）は、実費按分負担＜税込＞とします。

- ① 電気・ガス料金は、1ヶ月分の総額を利用者数で按分負担します。
- ② 水道料金は、1ヶ月分の金額として、前年度月平均料金の月と、2ヶ月分の総額から前年度月平均料金を引いた料金の月で分かれます。各月の水道料金を利用者数で按分負担します。
- ③ 途中入退所の場合も減額いたしません。
- ④ 個別メーターがなく個別の清算ができないので、全体の経費を按分負担していただきます。
- ⑤ 入院・外泊等により該当月の入所日数が0日の場合のみ徴収しません。

食費は、実費按分負担＜税込＞とします。

- ① 食に関する一切の経費（食材、調味料、嗜好品、出前、外食、非常食など）です。
- ② 入院・外泊等により3食（朝・昼・夕）全部を食へなかった場合のみ徴収しません。
- ③ 食費の実費相当額の計算方法は下記の通りとします。
【（月の食費合計※施設負担額）÷ 全入居者延べ日数×利用者月入所延べ日数】
※ 施設負担額＝1日当たり600円＜税込み＞（朝食代200円・夕食代400円）*月日数+職員食費

概ね以下のものについては本人、家族等の負担とします。

「排泄用品（オムツ等）で個人が使用する物」「日用品で個人が使用する物（衣類、履物、雑貨、化粧品、歯磨き粉、歯ブラシなど）」
「居室で使用する調度品（カーテン、絨緞、家具類、寝具、電化製品など）」「医薬品等で個人が使用する物」
「レクリエーション費（個人を対象にしたレクリエーションに必要な経費）交通費、入場料など」
「レクリエーション、受診などに職員が付き添う場合の経費（交通費、入場料など）（例）2名の利用者に1名の職員が付き添った場合は、経費は利用者2名で按分負担」
「帰宅欲求により外出した時の経費（交通費）」「個人が購読する新聞、雑誌等購読料（業者と家族との直接契約とします）」
「個人が契約する電話の電話料金（業者と家族との直接契約とします）」「理美容料金（理美容院を利用した場合）」
「費銭、個人の郵便・宅配などにかかる経費」「行政への手続代行にかかる交通費、郵送費等」
「個人記録の複写にかかる経費」「その他個人に必要な機器具（介護器具など）」
※その他、上記に含まれない、個人のために供する物品等

利用者の金銭等の保管管理について

- （1）事業者は、利用者の現金および預貯金については、原則として管理しません。また、財産の管理運用についても、これを行いません。
- （2）事業者は、前項の規程にかかわらず、利用者及び家族から依頼のあった場合、日常生活に必要な金銭等に限った保管管理を、便宜的に行うことがあります。
- （3）前項の場合において、利用者の金銭等の保管管理に関する詳細は、事業者が別途定める取扱規程によります。

器物破損等の弁償について

利用者が、故意に事業者の器物等を破損した場合は、利用者が弁償するものとします。

退所時の居室現状復帰について

利用者は、使用した居室を使用前の状態に復帰して退所します。その場合にかかる費用は、利用者の負担とします。

- ① 畳は、原則張り替えて退所していただきます。
- ② 襖や障子を破損した場合は、張り替えて退所していただきます。
- ③ 壁や床など構造材等の経年劣化は、その限りではありません。